# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成23年1月21日

【発行者名】 三井住友アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 良治

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 隠地 保夫

【電話番号】 03-5405-0735

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証コスモ「新時代」日本株ファンド

券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証5,000億円を上限とします。

券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

#### . 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年7月22日付をもって提出しました「コスモ「新時代」日本株ファンド」の有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、平成23年1月21日に半期報告書を提出したことに伴う関係情報の更新、その他訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書により訂正を行うものです。

#### . 【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部 は訂正部分を示します。

#### 第一部【証券情報】

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

#### <訂正前>

追加型証券投資信託の受益権です。

\*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。当初元本は10世に11円です。核付はは取得しておりません。

当初元本は1口当たり1円です。格付けは取得しておりません。

#### <訂正後>

追加型証券投資信託の受益権です。

\*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。<u>委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信</u>用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

EDINET提出書類

三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (3)【ファンドの仕組み】

## <訂正前>

(略)

ロ 委託会社の概況

(イ)資本金の額

2,000百万円 (平成22年5月31日現在)

(略)

(八)大株主の状況

#### (平成22年5月31日現在)

名称 住所		所有	比率
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1± <i>PI</i> T   #		(%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

## <訂正後>

(略)

ロ 委託会社の概況

(イ)資本金の額

2,000百万円 (平成22年11月30日現在)

(略)

(八)大株主の状況

#### (平成22年11月30日現在)

\$7.4h	<del>分</del> 年	所有	比率
名称 	住所	株式数	(%)

住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

EDINET提出書類 三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書 ( 内国投資信託受益証券 )

## 2【投資方針】

#### (3)【運用体制】

#### <訂正前>

#### イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

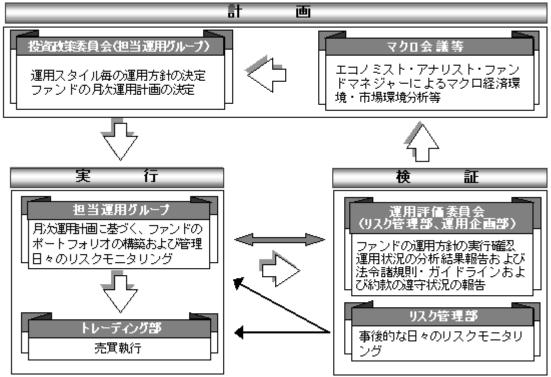
#### (イ)計画(Plan)

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネジャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

#### (略)

#### 〔ファンドの運用体制〕



リスク管理部は8名程度、運用企画部は9名程度で構成されています。

## (略)

#### <訂正後>

#### イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

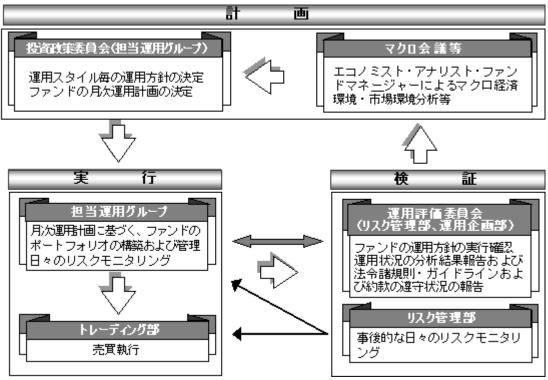
#### (イ)計画(Plan)

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネ<u>ー</u>ジャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・ 検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

#### (略)

#### 〔ファンドの運用体制〕



リスク管理部は10名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

## (略)

## 4【手数料等及び税金】

## (5)【課税上の取扱い】

## <訂正前>

## (略)

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、<u>平成22年5月末現在</u>の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

#### <訂正後>

## (略)

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、<u>平成22年11月末現在</u>の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

EDINET提出書類

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」の記載は、下記の通り更新されます。

#### (1)【投資状況】

平成22年11月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率
貝性の性料	四 / 迟珠 	(円)	(%)
株式	日本	215,335,800	97.34
現金・預金・その他の	5,890,228	2.66	
合計(純資產	221,226,028	100.00	

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

## 平成22年11月30日現在

国/		数量	帳簿価額	評価額	投資	
型 /   地域	種類	銘柄名 / 業種		単価/金額	単価/金額	比率
地地			(株)	(円)	(円)	(%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	21,800	497.32	396.00	3.90
	1/1.10	〔銀行業〕	21,600	10,841,576	8,632,800	
日本	株式	三菱商事	3,800	2,098.05	2,116.00	3.63
口华	1711	〔卸売業〕	3,800	7,972,613	8,040,800	3.03
日本	株式	本田技研工業	2,500	3,335.00	3,010.00	3.40
	1/1.10	〔輸送用機器〕	2,300	8,337,500	7,525,000	3.40
日本	株式	日本電信電話	1,500	3,784.23	3,790.00	2.57
	1/1.10	〔情報・通信業〕	1,500	5,676,357	5,685,000	2.37
日本	株式	日立製作所	13,000	414.00	396.00	2.33
	1711	〔電気機器〕	13,000	5,382,000	5,148,000	2.33
日本	株式	日産自動車	6,500	822.00	785.00	2.31
	1/\ 1\	〔輸送用機器〕	0,500	5,343,000	5,102,500	2.31
日本	株式	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	2,600	2,691.90	1,919.00	2.26
	1/1/1/	〔保策〕	2,000	6,998,959	4,989,400	2.20

		三井住友フィナンシャルグループ		3,154.67	2,569.00	
日本	株式	二升に及りイナフラドルラルーラ 	1,900	5,993,888	4,881,100	2.21
		三菱地所		1,531.48	1,412.00	
日本	株式		3,000	4,594,440	4,236,000	1.91
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	31	145,997.18	135,800.00	1.90
		〔情報・通信業〕		4,525,912	4,209,800	
日本	株式	トヨタ自動車	1,300	3,399.43	3,220.00	1.89
		〔輸送用機器〕		4,419,263	4,186,000	
日本	株式	T&Dホールディングス	2,200	2,215.93	1,901.00	1.89
		〔保険業〕	2,200	4,875,056	4,182,200	1.05
日本	株式	東日本旅客鉄道	800	6,680.00	5,000.00	1.81
	1/1/1/	〔陸運業〕	800	5,344,000	4,000,000	1.01
	14-12	小松製作所	1.500	1,808.34	2,318.00	1.55
日本	株式	〔機械〕	1,500	2,712,510	3,477,000	1.57
	14-15	東京電力		1,895.92	1,950.00	
日本	株式	〔電気・ガス業〕	1,700	3,223,079	3,315,000	1.50
	14-15	村田製作所		4,099.49	5,110.00	
日本	株式	〔電気機器〕	600	2,459,695	3,066,000	1.39
	15	東芝		454.19	436.00	
日本	株式	〔電気機器〕	7,000	3,179,351	3,052,000	1.38
	14 15	ソニー		2,674.74	2,971.00	
日本	株式	〔電気機器〕	1,000	2,674,747	2,971,000	1.34
	14-15	中央三井トラスト・ホールディングス		369.00	295.00	
日本	株式	〔銀行業〕	10,000	3,690,000	2,950,000	1.33
	15	J X ホールディングス		531.00	518.00	
日本	株式	〔石油・石炭製品〕	5,200	2,761,200	2,693,600	1.22
	15	スズキ		1,665.64	2,024.00	
日本	株式	[ 輸送用機器 ]	1,300	2,165,333	2,631,200	1.19
	141 "			400.58	365.00	
日本	株式	〔電気・ガス業〕	7,000	2,804,060	2,555,000	1.15
	141 "	富士フイルムホールディングス		3,275.00	2,812.00	
日本	株式	[化学]	900	2,947,500	2,530,800	1.14
		.,				

9/51

## EDINET提出書類 三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書 ( 内国投資信託受益証券 )

	株式	日本電産	200	9,491.40	8,380.00	1 14
日本	が下工し	〔電気機器〕	300	2,847,420	2,514,000	1.14
日本	株式	三菱電機	3,000	785.06	829.00	1.12
口华	1711	〔電気機器〕	3,000	2,355,207	2,487,000	
日本	株式	パナソニック	2,000	1,410.00	1,204.00	1.09
山本	1711	〔電気機器〕	2,000	2,820,000	2,408,000	
日本	株式	ファナック	200	9,367.22	11,990.00	1.08
山本	17/10	〔電気機器〕	200	1,873,444	2,398,000	1.08
日本	株式	ツムラ	900	2,751.00	2,570.00	1.05
山本	17/10	〔医薬品〕	900	2,475,900	2,313,000	1.03
日本	株式	エーザイ	800	3,117.43	2,879.00	1.04
口华	が正し	〔医薬品〕	800	2,493,944	2,303,200	1.04
日本	株式	任天堂	100	31,700.00	22,730.00	1.03
口华	イオエし	〔その他製品〕	100	3,170,000	2,273,000	1.03

## ロ 種類別・業種別の投資比率

## 平成22年11月30日現在

種類	業種	投資 比率 (%)	種類	業種	投資 比率 (%)
株式(国内)	鉱業	0.19	株式(国内)	その他製品	1.03
	建設業	0.73		電気・ガス業	2.65
	食料品	1.57		陸運業	2.43
	化学	7.69		海運業	1.01
	医薬品	4.80		情報・通信業	6.67
	石油・石炭製品	1.22		卸売業	4.40
	ガラス・土石製品	1.95		小売業	4.52
	鉄鋼	1.19		銀行業	8.11
	非鉄金属	1.68		証券、商品先物取引業	1.18
	金属製品	0.76		保険業	4.15
	機械	4.74		その他金融業	1.05
	電気機器	16.73		不動産業	3.78
	輸送用機器	13.10		合計	97.34

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

年月日	純資産総額	1万口当たりの
4月日	(円)	純資産額(円)
第1期(平成19年4月27日) (分配落)	941,520,096	9,535
第1期(平成19年4月27日) (分配付)	941,520,096	9,535
第2期(平成20年4月28日) (分配落)	474,278,824	7,744
第 2 期 ( 平成20年 4 月28日 ) ( 分配付 )	474,278,824	7,744
第3期(平成21年4月27日) (分配落)	258,096,500	4,519
第3期(平成21年4月27日) (分配付)	258,096,500	4,519
第4期(平成22年4月27日) (分配落)	264,156,742	5,687
第4期(平成22年4月27日) (分配付)	264,156,742	5,687
第5期(中間期)(平成22年10月27日)	210,301,488	4,734
平成21年11月末日	238,095,806	4,648
平成21年12月末日	254,314,404	5,068
平成22年1月末日	251,928,080	5,048
平成22年2月末日	248,569,656	4,996
平成22年3月末日	269,159,567	5,524
平成22年4月末日	261,950,228	5,638
平成22年5月末日	233,735,555	5,026
平成22年6月末日	222,091,422	4,758
平成22年7月末日	224,719,215	4,796
平成22年8月末日	209,200,468	4,531
平成22年9月末日	214,167,152	4,743
平成22年10月末日	208,092,889	4,684

三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957)

\_訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

平成22年11月末日	221,226,028	4,992
------------	-------------	-------

- (注1) 純資産総額(分配付)および1万口当たりの純資産額(分配付)の欄は、各計算期間にかかる収益分配 金の総額を含んでいます。
- (注2)純資産総額(分配落)および1万口当たりの純資産額(分配落)の欄は、収益分配時に外国税額控除規 定が適用された場合には当該控除額を含んでいます。

#### 【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期(平成18年4月28日~平成19年4月27日)	0
第2期(平成19年4月28日~平成20年4月28日)	0
第3期(平成20年4月29日~平成21年4月27日)	0
第4期(平成21年4月28日~平成22年4月27日)	0

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期	4.7
第2期	18.8
第3期	41.6
第4期	25.8
第5期(中間期)	16.8

- (注1)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準 価額で除したものをいいます。
- (注2)収益分配時に外国税額控除規定が適用された場合には、上記収益率は同期間における受益者の投資収益率と異なる場合があります。

#### (4)【設定及び解約の実績】

7 = 10-11 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 -			
計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	
第 1 期	1,214,225,739	226,784,664	
第2期	130,638,040	505,617,316	
第 3 期	95,389,100	136,718,704	
第4期	15,191,529	121,799,091	
第5期(中間期)	22,848,970	43,091,909	

<sup>(</sup>注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### 〔参考情報〕



第2【管理及び運営】

## 4 【受益者の権利等】

#### <訂正前>

(略)

八 一部解約実行請求権

EDINET提出書類 三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「<u>第2手続等</u>2換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

(略)

## <訂正後>

(略)

八 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「<u>第2</u>管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

(略)

EDINET提出書類 7ネジメント株式会社(F08057)

三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

#### 第3【ファンドの経理状況】

#### <訂正前>

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」といいます)(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(以下「投資信託財産計算規則」といいます)(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

また、第3期(平成20年4月29日から平成21年4月27日まで)については、改正前の財務諸表等規則および投資信託財産計算規則に基づき、第4期(平成21年4月28日から平成22年4月27日まで)については、改正後の財務諸表等規則および投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期(平成20年4月29日から平成21年4月27日まで)および第4期(平成21年4月28日から平成22年4月27日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となっております。

#### <訂正後>

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」といいます)(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(以下「投資信託財産計算規則」といいます)(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

また、第3期(平成20年4月29日から平成21年4月27日まで)については、改正前の財務諸表等規則および投資信託財産計算規則に基づき、第4期(平成21年4月28日から平成22年4月27日まで)については、改正後の財務諸表等規則および投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期(平成20年4月29日から平成21年4月27日まで)および第4期(平成21年4月28日から平成22年4月27日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となっております。

3.当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「中間財務諸 表等規則」といいます)(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、 EDINET提出書類 三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 「投資信託財産の計算に関する規則」(以下「投資信託財産計算規則」といいます)(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

また、第4期中間計算期間(平成21年4月28日から平成21年10月27日まで)については、改正前の中間財務諸表 等規則および投資信託財産計算規則に基づき、第5期中間計算期間(平成22年4月28日から平成22年10月27日まで)については、改正後の中間財務諸表等規則および投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

4.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間(平成21年4月28日から 平成21年10月27日まで)の中間財務諸表については、あずさ監査法人により中間監査を受け、第5期中間計算期 間(平成22年4月28日から平成22年10月27日まで)の中間財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人によ リ中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人と なっております。

## 1【財務諸表】

#### [追加]

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に中間財務諸表が追加されます。

EDINET提出書類

三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

中間財務諸表 【コスモ「新時代」日本株ファンド】 (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期中間計算期間 (平成21年10月27日現在)	第5期中間計算期間 (平成22年10月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,482,546	4,897,650
株式	248,214,690	204,052,150
未収入金	2,336,020	3,174,097
未収配当金	1,624,006	1,886,208
未収利息	14	6
流動資産合計	258,657,276	214,010,111
資産合計	258,657,276	214,010,111
負債の部		
流動負債		
未払金	2,040,893	1,882,987
未払解約金	252,150	-
未払受託者報酬	114,571	95,156
未払委託者報酬	2,076,458	1,724,593
その他未払費用	7,105	5,887
流動負債合計	4,491,177	3,708,623
負債合計	4,491,177	3,708,623
純資産の部		
元本等		
元本	512,869,877	444,281,694
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	258,703,778	233,980,206
元本等合計	254,166,099	210,301,488
純資産合計	254,166,099	210,301,488
負債純資産合計	258,657,276	214,010,111

# (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第 4 期中間計算期間 自 平成21年 4 月28日 至 平成21年10月27日	第 5 期中間計算期間 自 平成22年 4 月28日 至 平成22年10月27日
営業収益		
受取配当金	1,605,600	2,121,958
受取利息	2,972	1,162
有価証券売買等損益	26,574,330	44,507,167
その他収益	43	40
営業収益合計	28,182,945	42,384,007
営業費用		
受託者報酬	114,571	95,156
委託者報酬	2,076,458	1,724,593
その他費用	7,105	5,887
営業費用合計	2,198,134	1,825,636
営業利益又は営業損失( )	25,984,811	44,209,643
経常利益又は経常損失( )	25,984,811	44,209,643
ー 中間純利益又は中間純損失 ( )	25,984,811	44,209,643
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額( )	3,832,566	3,645,657
期首剰余金又は期首欠損金()	313,035,695	200,367,891
剰余金増加額又は欠損金減少額	34,994,438	18,738,787
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	34,994,438	18,738,787
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,814,766	11,787,116
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	2,814,766	11,787,116
分配金	<u> </u>	-
ー 中間剰余金又は中間欠損金 ( )	258,703,778	233,980,206

## (3)【中間注記表】

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に関する注記)

	第4期中間計算期間	第 5 期中間計算期間
項 目	自 平成21年 4 月28日	自 平成22年 4 月28日
	至 平成21年10月27日	至 平成22年10月27日
1. 資産の評価基準及び評価方法	株式(売買目的有価証券)	株式(売買目的有価証券)
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しており	同 左
	ます。時価評価にあたっては、取引所における最終相場	
	(最終相場のないものについては、それに準じる価	
	額)または金融商品取引業者等から提示される気配相	
	場に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準
	受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定	同 左
	配当金額または予想配当金額を計上しております。	

#### (中間貸借対照表に関する注記)

項目	第4期中間計算期間	第 5 期中間計算期間	
<b>以口</b> 	(平成21年10月27日現在)	(平成22年10月27日現在)	
1.受益権総数	当中間計算期間の末日における受益権の総数	当中間計算期間の末日における受益権の総数	
	512,869,877□	444,281,694□	
2 . 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10	
	号に規定する額	号に規定する額	
	258,703,778円	233,980,206円	
3 . 1 単位当たり純資産額	0.4956円	0.4734円	
	(1万口=4,956円)	(1万口=4,734円)	

## (金融商品に関する注記)

#### (追加情報)

前計算期間末より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の 時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

金融商品の時価等に関する事項

\_訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		_ =
	第 5 期中間計算期間	
項 目	自 平成22年 4 月28日	
	至 平成22年10月27日	
1.中間貸借対照表計上額、時価及び差	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありま	1
額	せん,	
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券(株式)	1
	「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。	
	(2)派生商品評価勘定(デリバティブ取引)	
	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。	
	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等	
	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としてお	
	<b>इं</b> .	

(デリバティブ取引に関する注記) デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第4期中間計算期間(平成21年10月27日現在)

第4期中間計算期間末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第5期中間計算期間(平成22年10月27日現在)

第5期中間計算期間末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (その他の注記)

項目	項 目 第 4 期中間計算期間 (平成21年10月27日現在)	
期首元本額	571,132,195円	464,524,633円
期中追加設定元本額	5,617,969円	22,848,970円
期中一部解約元本額	63,880,287円	43,091,909円

## 2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」の記載は、下記の通り更新されます。

## 【純資産額計算書】

平成22年11月30日現在

	資産総額	222,815,795 円
	負債総額	1,589,767円
	純資産総額( - )	221,226,028円
	発行済口数	443,124,988 🏻
	1口当たり純資産額( / )	0.4992 円
(	1万口当たり純資産額	4,992円)

# 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

## 1【委託会社等の概況】

#### <訂正前>

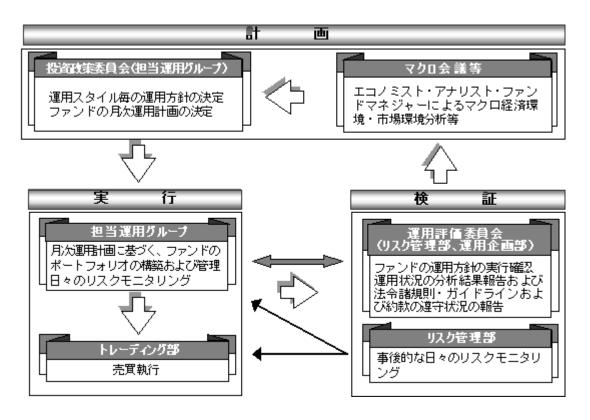
イ 資本金の額および株式数

平成22年 5 月31日現在

資本金の額 2,000百万円 会社が発行する株式の総数 60,000株 発行済株式総数 17,640株

(略)

二 投資信託の運用の流れ



#### <訂正後>

イ 資本金の額および株式数

#### 平成22年11月30日現在

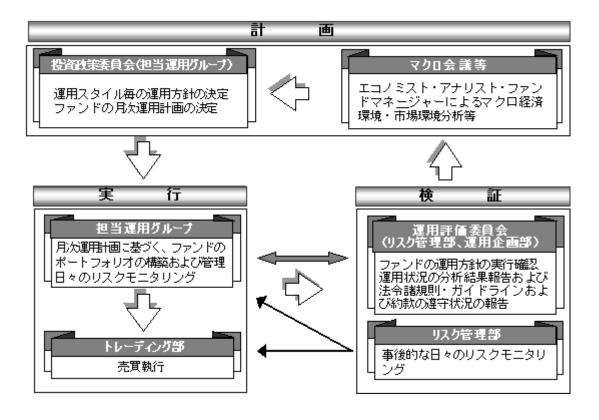
資本金の額 会社が発行する株式の総数 2,000百万円 60,000株

発行済株式総数

17,640株

(略)

二 投資信託の運用の流れ



## 2【事業の内容及び営業の概況】

#### <訂正前>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を 行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年5月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

(平成22年5月31日現在、単位:百万円)

		( 1/3/22   3/301)	<u> 1201年</u> 十四・ロハハ」
		本 数	純資産総額
	単位型	$(\frac{67}{1})$	$(\frac{162,998}{182})$
株式投資信託	追加型	( 111)	4,166,499 ( 2,421,610 )
	計	$\frac{312}{112}$	( 2,421,791 )
	単位型	0 ( 0)	0 ( 0)
公社債投資信託	追加型	0 ( 0)	0 ( 0)
	計	0 ( 0)	0 ( 0)
合 計		( 312 ( 112)	( 2,421,791 )

<sup>( )</sup>内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

#### <訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を 行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年11月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

(平成22年11月30日現在、単位:百万円)

		本 数	純資産総額
	単位型	( <sup>64</sup> / <sub>1</sub> )	145,628 ( 205 )
株式投資信託	追加型	( 121 )	$\frac{4,927,373}{3,184,221}$ )
	計	$\frac{320}{122}$	$\frac{5,073,001}{3,184,426}$ )
	単位型	0 ( 0)	0 ( 0)
公社債投資信託	追加型	0 ( 0)	0 ( 0)
	計	0 ( 0)	0 ( 0)
合 計		$\frac{320}{122}$ )	5,073,001 ( 3,184,426 )

<sup>( )</sup>内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

#### 3【委託会社等の経理状況】

#### <訂正前>

- 1 当社の財務諸表は、第24期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しており、第25期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第24期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び第25期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人<u>と</u>なっております。

#### <訂正後>

1 当社の財務諸表は、第24期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しており、第25期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38 号。)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府 令第52号。)に基づいて作成しております。

2 当社は、第24期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び第25期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けており、第26期中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年7月1日付をもって、名称を有限責任 あずさ監査法人に変更しております。

## [追加]

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第 1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」に下記の記載が「中間 財務諸表」として追加されます。

# 中間財務諸表

# (1)中間貸借対照表

(単位:千円)

		(単位:千円)
		第26期中間会計期間末
		(平成22年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		16,070,989
有価証券		4,943,990
前払費用		251,072
未収委託者報酬		3,680,857
未収運用受託報酬		476,281
未収投資助言報酬		424,563
未収収益		28,359
繰延税金資産		238,094
その他		3,965
流動資産合計		26,118,172
固定資産		
有形固定資産	1	282,221
無形固定資産		5,332
投資その他の資産		
投資有価証券		4,108,176
その他		1,523,074
投資その他の資産合計		5,631,251
固定資産合計		5,918,806
資産合計		32,036,978
負債の部		
流動負債		
預り金		44,787
未払金		1,890,909

未払費用		764,737
未払法人税等		980,584
前受収益		6,563
賞与引当金		322,819
その他 2	2	115,673
流動負債合計		4,126,076
固定負債		
退職給付引当金		1,226,435
固定負債合計		1,226,435
負債合計		5,352,511

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	14,195,382
利益剰余金合計	16,016,587
株主資本合計	26,645,571
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	38,896
評価・換算差額等合計	38,896
	26,684,467
	32,036,978

# (2)中間損益計算書

(単位:千円)

		(単位:千円)	
		第26期中間会計期間	
	(自 平成22年4月1日		
		至 平成22年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		13,415,979	
運用受託報酬		1,026,282	
投資助言報酬		929,636	
その他の営業収益		137,538	
営業収益計		15,509,437	
営業費用		9,566,713	
一般管理費	1	3,742,792	
営業利益		2,199,930	
営業外収益	2	37,736	
営業外費用		659	
経常利益		2,237,008	
特別利益		42,823	
特別損失		26,822	
税引前中間純利益		2,253,008	
法人税、住民税及び事業税		923,945	
法人税等調整額		16,386	
法人税等合計		907,558	
中間純利益		1,345,450	

# (3)中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	(単位:千円)	
	第26期中間会計期間	
	(自 平成22年4月1日	
	至 平成22年9月30日)	
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	
当中間期末残高	2,000,000	
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,628,984	
当中間期末残高	8,628,984	
資本剰余金合計		
前期末残高	8,628,984	
当中間期末残高	8,628,984	
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	284,245	
当中間期末残高	284,245	
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	60,000	
当中間期末残高	60,000	
別途積立金		
前期末残高	1,476,959	
当中間期末残高	1,476,959	
繰越利益剰余金		
前期末残高	14,172,932	
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,323,000	
中間純利益	1,345,450	

22,45	 22,450
14,195,38	14,195,382
15,994,13	15,994,137
1,323,00	1,323,000
1,345,45	1,345,450
22,45	22,450
16,016,58	16,016,587
26,623,12	26,623,121
1,323,00	1,323,000
1,345,45	1,345,450
22,45	22,450
26,645,57	26,645,571

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	82,556
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	43,660
当中間期変動額合計	43,660
	38,896
評価・換算差額等合計	
前期末残高	82,556
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	43,660
当中間期変動額合計	43,660
当中間期末残高	38,896
前期末残高	26,705,677
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,323,000
中間純利益	1,345,450
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	43,660
当中間期変動額合計	21,210
当中間期末残高	26,684,467

#### 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

#### 第26期中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1)有価証券
- ・満期保有目的の債券 償却原価法
- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券

時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3~50年

器具備品 3~20年

#### (2)無形固定資産

定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時において全額を費用処理しております。

35/51

#### EDINET提出書類 三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

4 . その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

EDINET提出書類

### 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

#### 第26期中間会計期間

(自平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

#### 資産除去債務に関する会計基準

企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(同前)が平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる損益の影響はありません。

### 注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

# 第26期中間会計期間末

(平成22年9月30日現在)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

908,018千円

2.消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額 10.000.000千円

借入実行残高

差引額

10,000,000千円

4 . 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額83.897千円の支払保証を行っております。

## (中間損益計算書関係)

第26期中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

37/51

# EDINET提出書類

三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 1.減価償却実施額

有形固定資產 38,651千円 無形固定資產 977千円

2 . 営業外収益のうち主要なもの

受取利息

4,445千円

受取配当金

12,720千円

為替差益

10,801千円

38/51

EDINET提出書類 三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# (中間株主資本等変動計算書関係)

# 第26期中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

## 1.発行済株式数に関する事項

	前事業年度末	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2.配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日	並洛姓士	1 222 000	75,000		平成22年
定時株主総会	普通株式	1,323,000	75,000	3月31日	6 月25日

# (リース取引関係)

# 第26期中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

│1.オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料 (解約不能のもの)

1年以内 670,670千円

1年超 1,274,557千円

合 計 1,945,227千円

39/51

EDINET提出書類 三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## (金融商品関係)

### 1.金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

第26期中間会計期間末					
(平成22年9月30日現在)					
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額		
(1)現金及び預金	16,070,989	16,070,989	-		
(2)未収委託者報酬	3,680,857	3,680,857	-		
(3)未収運用受託報酬	476,281	476,281	-		
(4)未収投資助言報酬	424,563	424,563	-		
(5)有価証券及び投資有価証券					
満期保有目的の債券	2,999,963	2,999,700	263		
その他有価証券	6,003,462	6,003,462	-		
(6)投資その他の資産					
長期差入保証金	681,418	681,418	-		
資産計	30,337,535	30,337,271	263		
(1)未払金					
未払手数料	1,839,602	1,839,602			
負債計	1,839,602	1,839,602	-		

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

# 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬 及び(4) 未収投資助言報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### (5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)投資その他の資産

長期差入保証金

40/51

EDINET提出書類 三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

# <u>負 債</u>

# (1) 未払金

# 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

41/51

EDINET提出書類

三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

(十座・113)				
第26期中間会計期間末				
(平成22年9月30日現在)				
内容           中間貸借対照表計上額				
(1) 子会社株式	236,178			
合計	236,178			
(2) その他有価証券				
非上場株式	298			
投資証券	48,443			
合計	48,741			

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、

「(5) その他有価証券」には含めておりません。また、上記の表中にある「中間貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

### (追加情報)

前事業年度の下期より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

# (有価証券関係)

1.満期保有目的の債券

(単位:千円)

			( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
第26期中間会計期間末				
(平成22年9月30日現在)				
Γ/\	中間貸借対照表	時価	差額	
区分	計上額	H4JJM	左积	
(1)中間貸借対照表日の時価が中				
間貸借対照表計上額を超える	-	-	-	
もの				
小計	-	-	-	

(2)中間貸借対照表日の時価が中			
間貸借対照表計上額を超えな	2,999,963	2,999,700	263
いもの			
小計	2,999,963	2,999,700	263
合計	2,999,963	2,999,700	263

# 2 . 子会社株式及び関連会社株式

第26期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 236,178千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

43/51

# EDINET提出書類 三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書 ( 内国投資信託受益証券 )

## 3. その他有価証券

(単位:千円)

第26期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)					
区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額		
(1)中間貸借対照表計上額が取得					
原価を超えるもの	2,912,845	2,755,148	157,696		
投資信託等					
小計	2,912,845	2,755,148	157,696		
(2)中間貸借対照表計上額が取得原					
価を超えないもの	3,090,617	3,182,865	92,248		
投資信託等					
小計	3,090,617	3,182,865	92,248		
合計	6,003,462	5,938,014	65,447		

<sup>(</sup>注)非上場株式等(中間貸借対照表計上額 48,741千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

# (デリバティブ取引関係)

## 第26期中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

# (持分法損益等)

## 第26期中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

44/51

EDINET提出書類 三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## (資産除去債務等)

#### 第26期中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

### (セグメント情報等)

### 第26期中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

### (セグメント情報)

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務 提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

### (関連情報)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	13,415,979	1,026,282	929,636	137,538	15,509,437

### 2.地域ごとの情報

### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3 . 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

#### (追加情報)

三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当中間会計期間より、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(平成21年3月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月21日 企業会計基準委員会)を適用しております。

## (1株当たり情報)

## 第26期中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

- 1株当たり純資産額 1,512,724円91銭
- 1株当たり中間純利益 76,272円68銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

中間貸借対照表の純資産の部の合計額 26,684,467千円

普通株式に係る純資産額 26,684,467千円

普通株式の発行済株式数 17,640株

1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17.640株

1株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益 1,345,450千円

普通株式に係る中間純利益 1,345,450千円

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません。

普通株式の期中平均株式数 17.640株

### (重要な後発事象)

### 第26期中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

47/51

EDINET提出書類 三井住友アセットマネジメント株式会社(E08957) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## <訂正前>

### イ 受託会社

- (イ)名称 住友信託銀行株式会社
- (ロ)資本金の額 342,037百万円(平成22年3月末現在)
- (ハ)事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき 信託業務を営んでいます。

## 〔参考情報:再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- · 資本金の額 51,000百万円 (<u>平成22年3月末現在</u>)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき 信託業務を営んでいます。
- 口 販売会社
- (イ)名称 コスモ証券株式会社
- (ロ)資本金の額 13,500百万円(平成22年3月末現在)
- (八)事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### <訂正後>

### イ 受託会社

- (イ)名称 住友信託銀行株式会社
- (ロ)資本金の額 342,037百万円(平成22年9月末現在)
- (ハ)事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき 信託業務を営んでいます。

### 〔参考情報:再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円(平成22年9月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき 信託業務を営んでいます。

### 口 販売会社

- (イ)名称 コスモ証券株式会社
- (ロ)資本金の額 13,500百万円(平成22年9月末現在)
- (八)事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月7日

三井住友アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているコスモ「新時代」日本株ファンドの平成22年4月28日から平成22年10月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コスモ「新時代」日本株ファンドの平成22年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成22年4月28日から平成22年10月27日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途 保管しております。
  - 2.中間財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の中間監査報告書へ

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月16日

三井住友アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているコスモ「新時代」日本株ファンドの平成21年4月28日から平成21年10月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コスモ「新時代」日本株ファンドの平成21年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成21年4月28日から平成21年10月27日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途 保管しております。
  - 2.中間財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月16日

三井住友アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 鈴木 敏夫 印

指定有限責任社員

公認会計士 辰巳 幸久 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。